

維持管理に関する計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第5項に基づく）

1. 1日当たりの最大処理能力114（トン／炉）を超えないよう、ごみの投入を行います。
2. ごみはクレーンにて、ごみピット内のごみを常時均一に混合します。
3. 燃焼室へのごみの投入は、ごみによるマテリアルシールにより外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行います。
4. マテリアルシールは、ごみ投入ホッパ内のごみ量が減った場合に、ごみクレーンにてごみを供給します。
5. 自動燃焼制御装置（ACC）により、燃焼室ガス温度を摂氏800度以上に保ちます。
6. 自動燃焼制御装置（ACC）により焼却主灰の熱しゃく減量が3パーセント以下となるように焼却します。
7. 運転を開始する場合には、助燃装置（助燃バーナ、再燃バーナ）を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
8. 運転を停止する場合には、助燃装置（助燃バーナ、再燃バーナ）を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
9. 焼却炉に設置した温度検出器にて燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。
10. ボイラ及びエコノマイザを設置し、ろ過式集じん器入口にておおむね摂氏200度まで排ガスを冷却します。
11. ろ過式集じん器入口ダクト部の温度検出器にて燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。
12. ボイラ及びエコノマイザに堆積したばいじんはストブローにより除去します。ろ過式集じん器のろ布にたい積したばいじんは、払い落とし装置により除去します。
13. 自動燃焼制御装置（ACC）により、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が、100万分の100以下となるようにごみを焼却します。
14. 煙突入口ダクト部から排ガス分析計にて一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
15. 自動燃焼制御装置（ACC）により、排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるよう制御し、かつ、ろ過式集じん器に流入するガス温度をおおむね摂氏200度に冷却することにより、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が0.01ng-TEQ/m³N以下となるようにします。
16. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量及びばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀）を6月に1回以上測定し、かつ、記録します。
17. 排ガスを処理する集じん設備、触媒反応設備を設置し、適切に処理します。
18. ばいじんを焼却主灰と分離して排出し、ばいじんは飛灰貯槽、焼却主灰は灰ピットに貯留します。
19. ばいじんの薬剤処理を行う場合は混練装置によりばいじんと薬剤及び水を均一に混合します。